

クロアチアへの入国について

2021年6月14日更新
在クロアチア日本国大使館

1 2021年6月14日現在、クロアチアでは、クロアチア国境の通過を禁止・制限する措置が実施されています。この措置は、2021年6月30日まで有効で、

(1) 欧州疾病予防管理センター（ECDC）による感染状況等に応じた色分けで「緑」に分類される国・地域からの入国する者

(2) EU域内国境管理に関するEU理事会勧告2020/912にて入域制限解除の対象国として指定された国・地域（オーストラリア、イスラエル、日本、ニュージーランド、ルワンダ、シンガポール、韓国、タイ、中国、香港及びマカオ）から直接入国する者については、陰性証明、ワクチン接種証明、治癒証明の提示や、入国後の自主隔離等の制限を受けることなくクロアチアに入国できます。

※ 入域制限解除の対象国は、定期的に見直されています。最新の対象国につきましては、[EUのウェブサイト](#)等でご確認ください。

2 EU市民及びシェンゲン協定加盟国の市民及びその家族、並びに同地域内において長期滞在資格を持つ外国人（日本人を含む）で、上記1（1）または（2）以外の国・地域から入国する場合、以下のいずれかを条件に、入国が認められます。

(1) 実施から72時間以内のPCR検査、または、実施から48時間以内のEU加盟国で承認されている抗原検査の陰性証明書の提示。

(2) EUで使用されている新型コロナウイルスワクチン（ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、ガマレヤおよびシノファーム）を2回接種したことの証明書の提示。ただし、1回接種型のワクチン（ヤンセン/ジョンソン&ジョンソン社製）については、同ワクチン接種から14日以上経過したことの証明書。

(3) 6か月以内に新型コロナウイルスに感染し、治癒したことの証明書及び発症の日から180日以内にワクチンを1回接種したことの証明書の提示。なお、この場合、陰性証明等の提出または自主隔離の義務は、ワクチン接種から5か月間免除される。

(4) ファイザー社製、モデルナ社製、またはガマレヤ社製ワクチンの1回目の接種から22日以上経過し、42日以内であることの証明書、もしくは、アストラゼネカ社製ワクチンの1回目の接種から22日以上経過し、84日以内であることの証明書の提示。

(5) 陽性結果の判明から11日以上経過し、180日以内のPCR検査またはEUで承認された抗原検査の証明書、もしくは、医師が発行した治癒証明書の提示。

(6) クロアチア入国後、ただちにPCR検査、または、抗原検査を受け、陰性結果が出るまで自主隔離する。検査を受けられない場合は、10日間の自主隔離。

なお、12歳未満の児童は、同行する保護者が上記の条件を満たしている場合、児童自身の検査証明等の提出は求められません。

3 上記1(1)、(2)または2に該当しない方は、

ア 健康管理の専門家、健康に関する研究者、高齢者ケアの専門家

イ 国境をまたいで勤務する労働者

ウ 物品運搬に従事する輸送要員

エ 外交官、国際機関の職員、国際機関から必要とされ招へいされた者、軍人、警察官、市民保護機関関係者、人道支援関係者

オ 12時間以内にクロアチアを出国する乗換えの旅客

カ 就学目的の者

キ 船員

ク 宿泊施設の予約が支払い済みであることを証明する書類等を所持し、観光目的で入国する者及びクロアチア国内で船舶や住居を所有する者

ケ 緊急の個人・家庭上の理由がある者、ビジネス上の理由がある者、その他経済的な利害関係に伴う理由がある者

コ クロアチアに就労・居住申請を提出し、関係当局からその承認を受けている者のみ、入国制限措置の例外として入国が認められます。なお、上記キ、ク及びコの該当者、並びに、ケの該当者でクロアチアでの滞在が12時間を超える者については、

(ア) 実施から72時間以内のPCR検査、または、実施から48時間以内のEU加盟国で承認されている抗原検査の陰性証明書の提示。

(イ) EUで使用されている新型コロナウイルスワクチンを2回接種し、14日以上経過したことの証明書の提示。ただし、1回の接種で済むワクチン(ヤンセン/ジョンソン&ジョンソン社製)については、同ワクチン接種から14日以上経過したことの証明書。

(ウ) 6か月以内に新型コロナウイルスに感染し、治癒したことの証明書及び発症の日から180日以内にワクチンを1回接種したことの証明書の提示。なお、この場合、陰性証明等の提出または自主隔離の義務は、ワクチン接種から5か月間免除される。

(エ) 陽性結果の判明から11日以上経過し、180日以内のPCR検査またはEUで承認された抗原検査の証明書、もしくは、医師が発行した治癒証明書の提示。

(オ) クロアチア入国後、ただちにPCR検査、または、抗原検査を受け、陰性結果が出るまで自主隔離する。検査を受けられない場合は、10日間の自主隔離。

なお、12歳未満の児童は、同行する保護者が上記の条件を満たしている場合、児童自身の検査証明等の提出は求められません。

4 上記2または3に該当する方で、クロアチア公衆衛生局が定める特別な疫学的措置が必要な国・地域から入国する場合、

・実施から48時間以内のPCR検査陰性証明の提出

及び

・クロアチア入国から14日間の自主隔離

を条件に、入国が認められます。2021年6月14日時点、この対象国・地域は、南アフリカ共和国、ブラジル、タンザニアのザンジバル及びインドとされています。

5 [クロアチア内務省のウェブサイト](#)では、質問フォームを使って入国の可否や条件等に

ついて問い合わせることができます（英語・ドイツ語・クロアチア語）。クロアチアへの渡航を検討中の方は、是非、こちらを活用していただくことをお勧めします。

6 クロアチア政府は、入国予定者に対し、ウェブサイト「[Enter Croatia](#)」から人定事項や滞在先等を事前登録するよう推奨しています。

7 日本の外務省は、クロアチアへの渡航について、感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_188.html#ad-image-0

8 日本に帰国・入国される方は、出国前72時間以内の「陰性」を証明する検査証明書の提出、空港検疫所での検査、14日間の公共交通機関不使用と自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存等に関する誓約書の提出等が求められています。検査証明書を所持していない場合、出発地において航空機への搭乗が拒否されますので、ご注意ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html